

議第11号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1. 主な改正事由

令和6年の人事院が行なった「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項」に基づき、育児・介護休業法に対応するための改正

2. 改正内容

①超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大（第5条の4関係）

改正前	改正後
3歳に満たない子	小学校就学の始期に達するまでの子

②仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備（第12条の3～4）

・家族の介護の必要性が生じた職員に対する意向確認及び介護両立支援制度が利用できるための勤務環境整備についての規定を加える。

議第 1 1 号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年王滝村条例第 1 号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 1 0 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣
令和 7 年 3 月 日 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別 紙)

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (案)

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例 (平成7年王滝村条例第1号) の一部を次のように改正する。

第5条の4第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第12条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置 (以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出 (次条において「請求等」という。) に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日に属する年度 (4月1日から翌年3月31日までをいう。) において、前項に制定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行なわれるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第5条の4 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が村長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、超過勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第12条の3 <u>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日に属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）において、前項に制定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第12条の4 <u>任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行なわれるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第5条の4 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が村長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、超過勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>2～4 （略）</p>